

令和5年度(令和5年 4月 ~ 令和6年 3月) 安全衛生管理計画書

会社名 株式会社 大石建設
代表者名 代表取締役 大石 勉
令和5年 4月 1日 作成

安全衛生方針 ひとりKYを活用して、労災ゼロの目標を達成しよう

特定した危険・有害要因 → 特定した危険・有害要因に対しての実施事項(除去又は低減策)

- 現場にあつた作業手順書作成の実施が不十分 → 作業手順書に現場独自の手順・危険要因を盛り込んで作成し、作業員全員に周知する。
- 新型コロナ対策の緩和 → 国の指標や現場のルールに従つて、毎日の体調管理を気を付ける
- 軽微ながら車両交通事故が多く発生 → 各々の交通事故の反省とドライブレコーダーの活用

安全衛生スローガン 声に出そう・指差呼称、一人KY!!

重点施策	実施事項	管理目標 (管理点)	実施担当	実施スケジュールと評価スケジュール			実施上の留意点
				4月～6月	7月～9月	10月～11月	
墜落転倒災害の防止	1作業主任者の選任及び作業の直指指揮、監督の徹底 2安全帯等の適切な着用による作業所における効率的実施 3作業床の端、閉口部等には遮蔽装置設置の設置を徹底する 4可燃式作業台からの落物防止措置の徹底 5現場一人KYを実践して、織り返し型の事故を防ぐ(つまり転倒)	無事故無災害	宮下 修				従業員全員に対する周知徹底の確認
飛来物落下災害の防止	1足場脚立、梯子等の作業を行う場合は、作業区域内の関係者以外の立ち入り禁止する。 2落きの恐れのある時は、足場等に立ち入らない。 3梯子の上昇作業は、右端踏み板が行い、用具等の取り扱いをする時は、監視者を配置して確かな足跡を行わせる。 4玉掛け作業の3-3-3運動を確実に実践する。	無事故無災害	宮下 修				従業員全員に対する周知徹底の確認
建設機械災害の防止	1建設機械は、右端踏み板等である。 2運搬所、送り出し、作業変更の際は、運搬所以外の立入禁止する。 3運搬所内での作業場所の立入禁止の措置の措置を講じる。 4運搬所等は運搬所外の立入禁止する時は、監視者を配置して確かな足跡を行わせる。 5前面に運搬所へ運搬する時は、運搬所の運搬所へ運搬する。	無事故無災害	尾崎 豪一	時々	年1回	時々	作業員が積極的に参加するよう指導を行う
ダブル車両災害の防止	1運搬車両は、右端踏み板等である。 2運長、助手等の立入禁止の措置の措置を講じる。 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						
通勤交通安全災害の防止	1運搬車両は、右端踏み板等である。 2運長、助手等の立入禁止の措置の措置を講じる。 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						
安全衛生教育の実施	1講義受講の実施 2講義受講の実施 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						
熱中症予防対策の緩和	1運搬車両は、右端踏み板等である。 2運長、助手等の立入禁止の措置の措置を講じる。 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						
新型コロナ対策の緩和	1運搬車両は、右端踏み板等である。 2運長、助手等の立入禁止の措置の措置を講じる。 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						
車両系建設機械災害の防止	1運搬車両は、右端踏み板等である。 2運長、助手等の立入禁止の措置の措置を講じる。 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						
安全衛生週間準備期間(全員周知)	1運搬車両は、右端踏み板等である。 2運長、助手等の立入禁止の措置の措置を講じる。 3技能講習の実施及び労働者教育の実施 4運搬車両は転倒防止のため足踏み等の運行、スリーダクターの運行						

重点対策	実施事項	重点対策			実施事項
		アカウトガードの地盤強度確認	クレーン災害の防止	交通事故の防止	
墜落転倒災害の防止	1親綱・墜落制止用器具の使用徹底 2作業手順の周知、遵守(現場独自の手順の加筆) 3KY活動による危険要因の洗い出し(ヒヤリ・ハット報告、一人KY)				アカウトガードの地盤強度確認
車両系建設機械災害の防止	1作業半径内の立入禁止 2安全作業区画の設置 3安全作業区画の全員周知				クレーン災害の防止
安全衛生週間準備期間(全員周知)					交通事故の防止

月	実施事項		実施事項
	重点対策	実施事項	
4月	・安全協力会総会(4/1)・社内安全パトロール	10月	・全国衛生週間(10/1～10/7)・社内安全パトロール
5月	・社内安全パトロール	11月	・社内安全パトロール
6月	・全国安全週間準備期間(6/1～6/30)・社内安全パトロール	12月	・年末年始労働災害防止期間(12/1～1/15)・社内安全パトロール
7月	・全国安全週間(7/1～7/7)・熱中症予防月間・社内安全パトロール	1月	・職長教育・特別教育開催(1月～3月)・社内安全パトロール
8月	・熱中症予防月間・社内安全パトロール	2月	・岩田地崎建設株式会社安全協力会定時総会参加・社内安全パトロール
9月	・全国衛生週間準備期間(9/1～9/30)・社内安全パトロール	3月	・定期健康診断・年度末労働災害防止強調月間(3/1～3/31)・社内安全パトロール

管 理 者	管 理 者	分 区	当 役	職 資	役 段	名	氏 名	
安雇	全用	管 理 者	當 役 責 任 者	者 者 者 者	代 取 役	役 職	長 長 長 長	石 勉
安雇	括 全	管 理 者	當 役 責 任 者	者 者 者 者	代 取 役	役 職	長 長 長 長	崎 豪
安雇	安 全	管 理 者	當 役 責 任 者	者 者 者 者	代 取 役	役 職	長 長 長 長	村 昌
安雇	安 全	管 理 者	當 役 責 任 者	者 者 者 者	代 取 役	役 職	長 長 長 長	莊 忠
安雇	安 全	管 理 者	當 役 責 任 者	者 者 者 者	代 取 役	役 職	長 長 長 長	澤 下

- <摘要> 常時100人以上の労働者を使用するとき
- 常時50人以下の労働者を使用するとき
- 常時10人以上50人未満の労働者を使用するとき

特記事項	
→	総括安全衛生管理者を選任
→	安全管理者、衛生管理者、産業医を選任
→	安全衛生推進者(又は衛生推進者)を選任